

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

- 報酬算定・運営基準
「事業所評価加算の届出は、10月15日(月曜日)締切りです！」
「ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)の食費について」
- お知らせ
「「介護サービス情報の公表」に係る平成24年度公表計画について」
「介護保険分野の第一線で活躍する専門家、事業者によるセミナーを開催します 第三者評価高齢セミナー ～介護サービスの質の向上に向けて～」
「平成24年介護サービス施設・事業所調査にご協力を！(厚生労働省所管)」
- 注意
「福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)」

平成24年10月1日発行 第99号

報酬算定・運営基準

○事業所評価加算の届出は、10月15日(月曜日)締切りです！

介護予防通所介護事業所及び介護予防通所リハビリテーション事業所において、平成25年度に事業所評価加算の算定を希望する場合には届出が必要です。なお、すでに当該加算の申出をしている事業所において、平成25年度も算定を希望する場合には再度届出する必要はありません。

	評価の申出をしていない事業所 (「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」にて「事業所評価加算(申出)の有無」を「1.なし」で届出している事業所)	すでに評価の申出をしている事業所 (「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」にて「事業所評価加算(申出)の有無」を「2.あり」で届出している事業所)
平成25年度 算定希望する	届出必要 「2.あり」として届出してください。	届出不要 【再提出の必要はありません】
平成25年度 算定希望しない	届出不要	届出必要 「1.なし」として届出してください。

【提出期限】平成24年10月15日(月曜日)必着

【提出書類】※様式については下記ホームページをご覧ください。

- 1 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 2 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

【提出先・お問い合わせ先】

◆介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーション(老人保健施設除く)

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ13階
公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室
TEL:03-5206-8752

【様式等】東京都介護サービス情報 > 事業者指定申請・変更届・加算届等 > 加算届出様式

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/kasan.html)

◆介護予防通所リハビリテーション(老人保健施設みなし指定)

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階
東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係
TEL:03-5320-4264

【様式等】東京都福祉保健局 > 分野からのご案内(高齢者) > 介護老人保健施設 > 介護老人保健施設変更届出等様式

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/henkou.html>)

○ ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)の食費について

ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)における食費の設定については、平成24年度介護報酬改定関係Q&A(国)により、平成17年度Q&A「一食ごとに分けて設定することが望ましい」から、「一食ごとに分けて設定する。」に回答が変更となっています。

このことについて、平成24年9月11日付け東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長・施設支援課長連名事務連絡により注意事項等を各該当事業所に通知しています。

当該事務連絡及びQ&A(国)については、下記「東京都介護サービス情報」に掲載していますのでご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 → 東京都介護サービス情報 > 各サービスの通知等

>9 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/9_tankiseikatu.html)

>10 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/10_tankiryoyou.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4175

施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264

お知らせ

○ 「介護サービス情報の公表」に係る平成24年度公表計画について

東京都における平成24年度「介護サービス情報の公表」計画に係る今後の予定は次のとおりです。(今後変更になる場合があります。)

事業者の皆様には、御理解と御協力をお願いいたします。

●「計画実施通知書」の送付 【平成24年9月末頃】

●調査票入力開始期日及び提出期限等 【平成24年10月～】

各事業者の調査票入力開始期日及び提出期限等は、上記「計画実施通知書」でお知らせしております。訪問調査の有無に関わらず、調査票の提出は今後とも毎年お願いいたします。

●訪問調査月 【平成24年12月～平成25年2月】

各事業者の訪問月は、上記「計画実施通知書」でお知らせしております。今年度から訪問調査は原則6年に1回となりました。昨年度訪問調査に伺った事業者には、平成24年度～平成29年度中に1度伺い、それ以降、原則6年に1回定期的に調査に伺います。

●上記「計画実施通知書」において、今年度調査対象でない事業所のうち、特に今年度の調査を希望される場合は、調査手数料を納付していただき、今年度調査を実施することも可能です。調査実施申請書は、以下のホームページからダウンロード願います。

●認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護事業所で、今年度訪問調査の対象となっている事業所につきましては、「計画実施通知」に同封しております「外部評価・実地指導実施による調査免除申請書」をご提出いただき、外部評価または実地指導の実施が確認できた場合は、今年度の調査を免除いたします。(ただし、調査が免除になった場合も調査票の提出は願います。)なお、申請書提出の際は、外部評価実施契約書等実施の確認ができる書類(写しで結構です。)もご提出願います。

なお、最新情報及び調査実施申請書・調査免除申請書は、(<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/kohyo/index.html>) (とうきょう福祉ナビゲーション)に掲載いたしますので、随時ご確認ください。

【報告方法及び公表内容のお問い合わせ先】東京都指定情報公表センター TEL 03-5206-8736

【本制度のお問い合わせ先】介護保険課介護事保険係 TEL 03-5320-4291

お知らせ

○介護保険分野の第一線で活躍する専門家、事業者によるセミナーを開催します 第三者評価高齢セミナー ～介護サービスの質の向上に向けて～

東京都福祉サービス評価推進機構では、都内の介護保険居宅サービス事業者等を対象に、介護サービスの質の向上に向けた「第三者評価高齢セミナー」を開催いたします。

高齢者の方々が、要介護になっても住み慣れた地域において健やかで豊かな人生を送ることを可能にするためには、質の高いサービスを提供する事業所の存在が不可欠です。

東京都ではサービスの質の向上に向けて、第三者評価の受審促進に取り組んでまいりましたが、介護保険制度の中で、今後一層重要な役割を担う居宅系事業所については、第三者評価が十分活用されていない状況にあります。

本セミナーでは、前厚生労働省老健局長にご講演いただくとともに、パネルディスカッションでは、介護保険に携わっている第一線の方々から介護サービスの質の向上と第三者評価の活用についてお話を頂きます。

【日 時】 平成24年10月27日(土) 13:30から16:30(13時受付開始)

【場 所】 ベルサール飯田橋駅前 1階ホール (東京都千代田区飯田橋3-8-5)

【参加方法】平成24年10月14日(日曜日)までに、<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/seminar.htm> より所定の申込様式をダウンロードの上、下記申込先あてにメールにてお申込みください。

【申込先・お問い合わせ先】(公財)東京都福祉保健財団 東京都福祉サービス評価推進機構 高齢セミナー担当
TEL 03-5206-8750 (hyoka@fukushizaidan.jp)

お知らせ

○平成24年介護サービス施設・事業所調査にご協力を！(厚生労働省所管)

厚生労働省が介護サービスの提供体制、内容等を把握し、基準整備を進めるため、毎年10月1日を基準日として行っている調査です。

この調査は、国の委託を受けた「株式会社インテージリサーチ」が各介護保険サービス事業所に調査票を送付し回収いたします。ご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】厚生労働省福祉・介護施設調査事務局(株式会社インテージリサーチ)

TEL (フリーダイヤル) 0120-577-714

※調査についてのお問い合わせは、直接こちらの事務局へお願いします。

※調査票の各事業所への送付は、9月末より順次発送予定です。

注意

○福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)

消費者庁が公表した重大製品事故のうち福祉用具(歩行補助車(シルバーカー)、電動車いす(ジョイスティック形)、介護ベッド用手すり)に係るものについて、厚生労働省から情報提供がありました(平成24年8月28日～9月4日公表分)。詳細については、以下のホームページに掲載していますのでご確認ください。

介護ベッド用手すりによる事故については、本年6月6日付けで厚生労働省及び経済産業省より安全使用のための注意喚起及び点検依頼についての通知が発出され、お願いしてきているところですが、依然として重大製品事故が報告されております。

福祉用具の利用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境等に応じた選定がなされた上で、利用者が適切に使用できるよう、継続的な使用状況の確認等、安全性を確保する措置を講じていただき、引続き事故防止に努めていただくよう重ねてお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>利用者の安全確保、事故防止等にかかる注意喚起

>消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について(消費者庁)

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/shouhi.html)

>社会福祉施設等における安全確保・事故防止について

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/sisetsu_jikoboushi.html)